令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱

（令和７年３月31日石岡市告示第255号）

　（趣旨）

第１条　この告示は，産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図るため，石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金制度要綱（平成22年石岡市告示第112号。以下「制度要綱」という

。）に基づき認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し，予算の範囲内で補助を交付するものとし，当該補助金の交付については，石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか，この告示に定めるところによる。

　（用語）

第２条　この告示において使用する用語は，制度要綱において使用する用語の例によるほか，次の各号に定めるところによる。

 (1)　認定事業者　制度要綱に基づき認定を受けた特例法人をいう。

 (2)　事業所別被保険者台帳　雇用保険適用事業所情報提供請求書により，ハローワークから交付を受けた台帳の写しをいう。

　（補助金の交付対象）

第３条　補助金の交付の対象となる者は，認定事業者であって，納期限の到来した市税を完納している者とする。

２　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，制度要綱の規定に基づき認定事業者が雇用した者に対する新規雇用事業とする。

３　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，前項の補助事業に要する経費のうち，制度要綱第３条第１項第１号及び第２号で規定する新規雇用者の賃金及び福利厚生等に係る経費とする。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は，新規雇用者１人につき12万円とし，制度要綱の認定を受けた者に対し３年度を限度として，当該補助金を交付することができる。ただし，１事業所等当たり1,000万円を限度とする。

　（補助金の額の算定等）

第５条　初年度の補助金額は，操業開始日の前日（操業開始日の前６月以内に新規雇用者がいる場合は，操業開始日の前日の６月前の日）を基準日とし，操業開始日の６月後の日（以下「算定日」という。）をもって算定する。

２　第２年度及び第３年度の補助金額は，初年度の基準日に対し，当該年度の算定日をもって算定する。

　（交付の申請）

第６条　認定事業者が補助金の交付を受けるときは，該当新規雇用者のうち最も新しく雇用された者が，継続して１年以上の雇用を迎える年度（第２年度及び第３年度においては，それぞれ２年以上及び３年以上経過する年度）における市長が定める期日までに企業誘致雇用促進奨励補助金交付申請書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

 (1)　市税に未納がないことを証明する書類

 (2)　雇用者の雇用状況の分かる名簿等

 (3)　事業所別被保険者台帳

 (4)　その他市長が必要と認める書類

　（交付の決定）

第７条　市長は，前条の交付申請があった場合は，当該申請に係る書類等の審査により，補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し，補助金を交付すべきものと認めるときは，補助金の交付の決定をするものとする。

　（交付の条件）

第８条　市長は，補助金の交付の決定をする場合において，次に掲げる条件を付すものとする。

 (1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

 (2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（20パーセントを超えない範囲内の変更は除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

 (3)　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは，速やかに，市長に報告し，その指示を受けるべきこと。

 (4)　補助事業完了後，別に定める様式による補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。

 (5)　補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

 (6)　その他市長が必要と認めること。

　（交付の決定の通知等）

第９条　市長は，補助金の交付の決定をしたときは，速やかに，その決定の内容及びこれに付した条件を企業誘致雇用促進奨励補助金交付決定通知書（様式第２号）により，認定事業者に通知するものとする。

２　市長は，審査の結果，補助金を交付することが適当でないと認めるときは，速やかに，その旨を認定事業者に通知するものとする。

　（補助事業の内容等の変更）

第10条　認定事業者は，前条の規定による通知を受けた後，補助事業の内容について，次に掲げる変更理由が生じたときは，企業誘致雇用促進奨励補助金変更申請書（様式第３号）に市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

 (1)　補助金額に変更が生じるとき。

 (2)　制度要綱第３条の認定基準に適合しなくなったとき。

２　市長は，前項の規定により申請があった場合において，当該申請の内容が適正であると認めるときは，その承認をするものとする。この場合において，補助金の交付決定額の変更を必要とするときは企業誘致雇用促進奨励補助金変更交付決定通知書（様式第４号），その他のときは企業誘致雇用促進奨励補助金変更承認通知書（様式第５号）により認定事業者へ通知するものとする。

　（事業の中止）

第11条　第９条第１項の規定による通知を受けた補助事業者が，やむを得ない事情により，事業を中止し，又は廃止する場合は，第８条第２号の規定により企業誘致雇用促進奨励補助金事業中止（廃止）届（様式第６号）に市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定により届出があった場合において，当該届出の内容が適正であると認めるときは，その承認をするものとする。

３　市長は，前項の規定による承認を決定したときは，企業誘致雇用促進奨励補助金中止（廃止）届出受理通知書（様式第７号）により，補助事業者へ通知するものとする。

　（実績報告）

第12条　認定事業者は，補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は，企業誘致雇用促進奨励補助金実績報告書（様式第８号）に，次に掲げる書類を添えて，市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

 (1)　賃金及び福利厚生等の支払の実績を証する書類の写し

 (2)　事業所別被保険者台帳

 (3)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定等）

第13条　市長は，前条の規定による報告を受けた場合は，当該報告に係る書類等によりその内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の額を確定するものとする。

２　市長は，補助金の額の確定を行ったときは，速やかに，企業誘致雇用促進奨励補助金確定通知書（様式第９号）により，認定事業者に通知するものとする。

３　市長は，第１項の規定による審査の結果，補助事業に是正の見込みがなく，補助金を交付することができないと認めるときは，速やかに，その旨を認定事業者に連絡するものとする。

　（補助金の交付）

第14条　認定事業者は，補助金の額の確定について，前条第２項の規定による通知を受けたときは，企業誘致雇用促進奨励補助金交付請求書（様式第10号）に，企業誘致雇用促進奨励補助金確定通知書の写しを添えて，市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

　（交付決定の取消し）

第15条　市長は，認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

 (1)　偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

 (2)　補助金を定められた目的以外に使用したとき。

 (3)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

 (4)　法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

 (5)　第11条第２項に規定する承認を受けたとき。

 (6)　市長が特に必要があると認めるとき。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第９条第１項の規定は，第１項の規定による取消しをした場合について準用する。この場合において，同項中「補助交付決定通知」とあるのは，「補助金取消決定通知」と読み替えるものとする。

４　市長は，第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，企業誘致雇用促進奨励補助金返納・返還命令通知書（様式第11号）により，期限を定めて，その返納又は返還を命ずるものとする。

　（理由の提示）

第16条　市長は，補助金の交付の決定の取消しをするときは，認定事業者に対してその理由を示すものとする。

　（関係書類の保管等）

第17条　補助金の交付決定を受けた認定事業者は，補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し，補助金の交付を受けた年度の翌年から起算して，５年間これを保管しなければならない。

　（その他）

第18条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，令和７年４月１日から施行する。

（令和６年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱の廃止）

２　令和６年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱（令和６年石岡市告示第384号）は，廃止する。

様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

　石岡市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

企業誘致雇用促進奨励補助金交付申請書

　令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第６条の規定により，補助金の交付を受けたいので，下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

 (1)　市税に未納がないことを証明する書類

(2)　雇用者の雇用状況の分かる名簿等

(3)　事業所別被保険者台帳

様式第２号（第９条関係）

第 号

年 月 日

　様

石岡市長

企業誘致雇用促進奨励補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第９条の規定により，下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　決定の区分　　　　　　交付　　　不交付

２　補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　円

３　交付条件

 (1)　補助金は，その目的以外に使用してはならないこと。

 (2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（20パーセントを超えない範囲内の変更は除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

 (3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告してその指示を受けるべきこと。

 (4)　補助事業完了後，別に定める様式による補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。

 (5)　補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

４　不交付理由

様式第３号（第10条関係）

　　年　　月　　日

　石岡市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

企業誘致雇用促進奨励補助金変更申請書

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金について，補助事業を下記のとおり変更したいので，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第10条第１項の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　円（うち概算交付済額　金　　　　　円）

２　変更後の補助金の申請額　　　金　　　　　　　　　円

３　計画変更の理由

４　添付書類

(1)　雇用者の雇用状況の分かる名簿等

(2)　事業所別被保険者台帳

様式第４号（第10条関係）

第 号

年 月 日

　様

石岡市長

企業誘致雇用促進奨励補助金変更交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の変更については，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第10条第２項の規定により承認し，補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　円

２　交付の条件

(1)　補助金は，その目的以外に使用してはならないこと。

(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（20パーセントを超えない範囲内の変更は除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4)　補助事業完了後，別に定める様式による補助事業実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。

(5)　補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第５号（第10条関係）

第 号

年 月 日

　様

石岡市長

企業誘致雇用促進奨励補助金変更承認通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助事業の変更については，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第10条第２項の規定により承認したので次のとおり通知します。

　補助金の名称

様式第６号（第11条関係）

　年　　月　　日

石岡市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

企業誘致雇用促進奨励補助金事業中止（廃止）届

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった補助金について，補助事業を中止（廃止）したいので，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第11条第１項の規定により，下記のとおり届出します。

記

１　中止（廃止）の内容

２　中止（廃止）の理由

３　中止（廃止）の予定年月日　　　　年　　月　　日

様式第７号（第11条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

企業誘致雇用促進奨励補助金中止（廃止）届出受理通知書

　　　　　年　　月　　日付けで届出のあった補助事業の中止（廃止）については，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第11条第３項の規定により承認したので通知します

様式第８号（第12条関係）

　　年　　月　　日

　石岡市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

企業誘致雇用促進奨励補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定のあった補助金について，下記のとおり実施したので，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第12条の規定により，関係書類を添えて報告します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　円

２　添付書類

 (1)　賃金及び福利厚生等の支払の実績を証する書類の写し

(2)　事業所別被保険者台帳

様式第９号（第13条関係）

第 号

年 月 日

　様

石岡市長

企業誘致雇用促進奨励補助金確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった補助金について，補助金実績報告書の審査結果に基づき，下記のとおり交付額を確定しましたので，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第13条第２項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　金　　　　　　　　　円

様式第10号（第14条関係）

　　年　　月　　日

　石岡市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　請求者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

企業誘致雇用促進奨励補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定・確定通知のあった補助金について，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第14条の規定により，下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　　金　　　　　　　　　円

２　請求額の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 |  |
| 交付決定通知 | 年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　　号） |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 確定通知 | 年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　　号） |
| 補助金確定通知額 | 円 |
| 内訳 | 既受領額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残額 | 円 |
| 振込先 |  |

　備考　企業誘致雇用促進奨励補助金確定通知書の写しを添付すること。

様式第11号（第15条関係）

第 号

年 月 日

　様

石岡市長　　　　　　　　　　印

企業誘致雇用促進奨励補助金返納・返還命令通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定・確定通知した補助金について，令和７年度石岡市企業誘致雇用促進奨励補助金交付要綱第15条第４項の規定により，下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

１　返納・返還すべき金額　　　金　　　　　　　　　円

２　返納・返還期限　　　　年　　月　　日

３　返納・返還方法　別紙返納通知書による。

４　補助金の内容

(1)　交付決定通知　　　　 年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　　号）

(2)　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　円

(3)　確定通知 　　　　年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　　号）

(4)　補助金確定通知額　　　　　　　　　　　円

(5)　補助金の既交付額　　　　　　　　　　　円（　　　年　　月　　日交付）

(6)　返納・返還事由

５　注意事項

(1)　交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は，それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第１項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第１項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は，取消し後又は変更後のものを記入すること。

(2)　石岡市補助金交付規則第19条第１項の規定による取消しに関し，補助金等の返還を命ぜられたときは，その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ，当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので，速やかに返還すること。

(3)　補助金等の返納又は返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納額につき年10.95パーセントの割合で計計算した延滞金を納付することになるので，速やかに,返納又は返還すること。